

2 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

所得控除(所得から差し引かれる金額)は、昨年1年間のあなたの支払った額により計算します。また、扶養控除や障害者控除等の人的な控除は、12月31日現在により判定します。

社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険、国民年金、介護保険等がある場合。																																																											
小規模企業共済等掛金	前年中に小規模企業共済制度、確定拠出年金法及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合。																																																											
生命保険料控除	<table><tr><td></td><td>支払保険料の金額</td><td>生命保険料の控除額</td></tr><tr><td>①新生命保険料</td><td>12,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr><tr><td>②介護医療保険料</td><td>12,001円～32,000円</td><td>支払保険料の金額×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>③新個人年金保険料(H24.1.1以降の保険契約が対象)</td><td>32,001円～56,000円</td><td>支払保険料の金額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>④旧生命保険料</td><td>56,001円以上15,000円以下</td><td>28,000円(控除限度額)</td></tr><tr><td>⑤旧個人年金保険料(H23.12.31以前の保険契約が対象)</td><td>15,001円～40,000円</td><td>支払保険料の金額×1/2+7,500円</td></tr><tr><td></td><td>40,001円～70,000円</td><td>支払保険料の金額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td></td><td>70,001円以上</td><td>35,000円(控除限度額)</td></tr><tr><td>適用限度額(最高70,000円)</td><td>新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計</td><td></td></tr></table> ※①と④又は③と⑤を同時に適用する場合は、28,000円が控除限度額になります。 ※①(④)+②+③(⑤)の合計が70,000円を超える場合は、70,000円が生命保険料控除額になります。		支払保険料の金額	生命保険料の控除額	①新生命保険料	12,000円以下	支払保険料の金額	②介護医療保険料	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	③新個人年金保険料(H24.1.1以降の保険契約が対象)	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	④旧生命保険料	56,001円以上15,000円以下	28,000円(控除限度額)	⑤旧個人年金保険料(H23.12.31以前の保険契約が対象)	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円(控除限度額)	適用限度額(最高70,000円)	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計																																	
	支払保険料の金額	生命保険料の控除額																																																										
①新生命保険料	12,000円以下	支払保険料の金額																																																										
②介護医療保険料	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円																																																										
③新個人年金保険料(H24.1.1以降の保険契約が対象)	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円																																																										
④旧生命保険料	56,001円以上15,000円以下	28,000円(控除限度額)																																																										
⑤旧個人年金保険料(H23.12.31以前の保険契約が対象)	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円																																																										
	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円																																																										
	70,001円以上	35,000円(控除限度額)																																																										
適用限度額(最高70,000円)	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計																																																											
地震保険料控除	<table><tr><td></td><td>支払保険料の金額</td><td>地震保険料の控除額</td></tr><tr><td>①地震保険料だけの場合</td><td>50,000円以下</td><td>支払保険料の金額×1/2</td></tr><tr><td></td><td>50,001円以上</td><td>25,000円(控除限度額)</td></tr><tr><td>②旧長期の損害保険料だけの場合(平成18年12月31日までに契約したものに限り)</td><td>5,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr><tr><td></td><td>5,001円～15,000円</td><td>支払保険料の金額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円(控除限度額)</td></tr><tr><td>③両方ある場合(最高25,000円)</td><td>地震保険料について①により + いて②により求めた金額</td><td></td></tr></table> ※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料		支払保険料の金額	地震保険料の控除額	①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2		50,001円以上	25,000円(控除限度額)	②旧長期の損害保険料だけの場合(平成18年12月31日までに契約したものに限り)	5,000円以下	支払保険料の金額		5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円(控除限度額)	③両方ある場合(最高25,000円)	地震保険料について①により + いて②により求めた金額																																							
	支払保険料の金額	地震保険料の控除額																																																										
①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2																																																										
	50,001円以上	25,000円(控除限度額)																																																										
②旧長期の損害保険料だけの場合(平成18年12月31日までに契約したものに限り)	5,000円以下	支払保険料の金額																																																										
	5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円																																																										
	15,001円以上	10,000円(控除限度額)																																																										
③両方ある場合(最高25,000円)	地震保険料について①により + いて②により求めた金額																																																											
ひとり親除	<table><tr><td>現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、次の①から③の全てに該当する人</td><td>控除額</td></tr><tr><td>①生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる</td><td rowspan="3">30万円</td></tr><tr><td>②本人の前年の合計所得金額が500万円以下</td></tr><tr><td>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない</td></tr><tr><td>上記の「ひとり親」にあらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、①と②のいずれにも該当する人</td><td rowspan="3">26万円</td></tr><tr><td>①次のいずれかに該当する人</td></tr><tr><td>・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人</td></tr><tr><td>・夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する人</td></tr><tr><td>②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない</td><td></td></tr></table> いずれも住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などの記載がある場合は対象外。 扶養親族及び生計を一にする子は、他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族になっている人を除く。	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、次の①から③の全てに該当する人	控除額	①生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる	30万円	②本人の前年の合計所得金額が500万円以下	③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	上記の「ひとり親」にあらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、①と②のいずれにも該当する人	26万円	①次のいずれかに該当する人	・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人	・夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する人	②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない																																															
現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、次の①から③の全てに該当する人	控除額																																																											
①生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる	30万円																																																											
②本人の前年の合計所得金額が500万円以下																																																												
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない																																																												
上記の「ひとり親」にあらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、①と②のいずれにも該当する人	26万円																																																											
①次のいずれかに該当する人																																																												
・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人																																																												
・夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する人																																																												
②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない																																																												
寡婦除	<table><tr><td>学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。</td><td>控除額＝26万円</td></tr></table>	学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。	控除額＝26万円																																																									
学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。	控除額＝26万円																																																											
障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち次の手帳等の交付を受けている場合など(前年の12月31日までに、交付、認定等を受けている必要があります。) <table><tr><td></td><td>身体障害者手帳</td><td>療育手帳</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>戦傷病者手帳</td><td>要介護認定対象者</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>1級・2級</td><td>A・A</td><td>1級</td><td>特別項症～第3項症</td><td>介護保険課で認定書が交付されます</td></tr><tr><td>その他障害者</td><td>3級以下</td><td>B・C</td><td>2級・3級</td><td>第4項症以下</td><td></td></tr></table> ※16歳未満の扶養親族についても障害者控除が適用されますので、対象の人がいる場合は記載してください。控除額＝30万円(特別) 53万円(同居特別) 26万円(その他)		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	要介護認定対象者	特別障害者	1級・2級	A・A	1級	特別項症～第3項症	介護保険課で認定書が交付されます	その他障害者	3級以下	B・C	2級・3級	第4項症以下																																										
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	要介護認定対象者																																																							
特別障害者	1級・2級	A・A	1級	特別項症～第3項症	介護保険課で認定書が交付されます																																																							
その他障害者	3級以下	B・C	2級・3級	第4項症以下																																																								
配偶者控除	<table><tr><td>配偶者控除</td><td>前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人</td></tr><tr><td>配偶者特別控除</td><td>※本人の合計所得金額が1,000万円を超える人でも、同一生計配偶者(配偶者の所得が48万円以下)を有する場合は記入してください(配偶者控除の適用はありません)。</td></tr><tr><td>配偶者特別控除</td><td>前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人</td></tr></table>	配偶者控除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人	配偶者特別控除	※本人の合計所得金額が1,000万円を超える人でも、同一生計配偶者(配偶者の所得が48万円以下)を有する場合は記入してください(配偶者控除の適用はありません)。	配偶者特別控除	前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人																																																					
配偶者控除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人																																																											
配偶者特別控除	※本人の合計所得金額が1,000万円を超える人でも、同一生計配偶者(配偶者の所得が48万円以下)を有する場合は記入してください(配偶者控除の適用はありません)。																																																											
配偶者特別控除	前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人																																																											
配偶者特別控除	<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="4">納税者本人の合計所得金額【繰越損失前】</th></tr><tr><td rowspan="2">～ 480,000円</td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td><td></td></tr><tr><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>110,000円</td><td></td></tr><tr><td>480,001円～1,000,000円</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,000,001円～1,050,000円</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1,050,001円～1,100,000円</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,100,001円～1,150,000円</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,150,001円～1,200,000円</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,200,001円～1,250,000円</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,250,001円～1,300,000円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,300,001円～1,330,000円</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,330,001円～</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td></td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額【繰越損失前】				～ 480,000円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		380,000円	260,000円	110,000円		480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円		1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円			1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円		1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円		1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円		1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円		1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円		1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円		1,330,001円～	0円	0円	0円	
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額【繰越損失前】																																																											
～ 480,000円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																									
	380,000円	260,000円	110,000円																																																									
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																																									
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円																																																										
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																																									
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																																									
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																																									
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																																									
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																																									
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																																									
1,330,001円～	0円	0円	0円																																																									
扶養除	<table><tr><th>区分</th><th>対象者の年齢</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">一般の控除対象扶養親族</td><td>昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ</td><td rowspan="2">33万円</td></tr><tr><td>平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ</td></tr><tr><td>特定扶養親族</td><td>平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ</td><td>45万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族</td><td>昭和30年1月1日以前生まれ</td><td>38万円</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>昭和30年1月1日以前生まれ</td><td>45万円</td></tr></table> ●16歳未満の扶養親族とは、平成21年1月2日以降に生まれた人(控除計算対象外ですが、市民税・県民税の計算の際に必要となるため、対象の人がいる場合は記載してください)。	区分	対象者の年齢	控除額	一般の控除対象扶養親族	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ	33万円	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ	特定扶養親族	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ	45万円	老人扶養親族	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円	同居老親等	昭和30年1月1日以前生まれ	45万円																																											
区分	対象者の年齢	控除額																																																										
一般の控除対象扶養親族	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ	33万円																																																										
	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ																																																											
特定扶養親族	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ	45万円																																																										
老人扶養親族	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円																																																										
同居老親等	昭和30年1月1日以前生まれ	45万円																																																										

令和7年度(令和6年分) 市 民 税 申 告 書		整理番号	
現住所	三郷市花和田648番地1	業種又は職業	
1月1日現在の住所	三郷市花和田648番地1	電話番号	048-953-1111
フリガナ	ミサト タロウ	個人番号	111111111111111111
氏名	三郷 太郎	続柄	本人
生年月日	32.6.21	世帯主	
姓	三郷	基本コード	
名	太郎	世帯コード	
住所コード		行政区コード	
納組コード		世帯コード	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項			
社会保険料控除	国民健康保険 292,700円 国民年金 179,750円 介護保険 133,032円 合計 605,482円	支払った保険料	
生命保険料控除	国民健康保険 292,700円 国民年金 179,750円 介護保険 133,032円 合計 605,482円	支払った保険料	
地震保険料控除	地震保険料の計 30,000円	地震保険料の計	
障害者控除	障害者の程度 身体 1 級	障害者の程度	
寡婦除	寡婦除 1 級	寡婦除 1 級	
ひとり親除	ひとり親除 1 級	ひとり親除 1 級	
配偶者控除	配偶者 三郷 ハナ	配偶者 三郷 ハナ	
配偶者特別控除	配偶者特別控除 三郷 ハナ	配偶者特別控除 三郷 ハナ	
扶養除	扶養除 三郷 二郎	扶養除 三郷 二郎	
扶養除	扶養除 三郷 三郎	扶養除 三郷 三郎	
扶養除	扶養除 三郷 ハナ子	扶養除 三郷 ハナ子	
扶養除	扶養除 三郷 四郎	扶養除 三郷 四郎	
医療費控除	医療費控除 195,000円	医療費控除 195,000円	
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。			

申告書の書き方																																																									
1 「1 収入金額」及び「2 所得金額」																																																									
営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他事業から生ずる所得(申告書裏面7に所得の種類等記入ください。)																																																								
農業	農業から生ずる所得(申告書裏面7に必要事項を記入ください。)																																																								
不動産	土地や建物などの貸付から生ずる所得(申告書裏面7に必要事項を記入ください。)																																																								
利子	預貯金の利子や貸付信託の分配金などの所得(非課税制度の適用を受けるものや源泉分離課税が適用されたものは、申告不要です。)																																																								
配当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などの所得(申告書裏面8に必要事項を記入してください。)																																																								
給与	<table><tr><th>給与等の収入金額</th><th>給与所得の金額</th></tr><tr><td>1円 ～ 550,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>551,000円 ～ 1,618,999円</td><td>収入金額-550,000円</td></tr><tr><td>1,619,000円 ～ 1,619,999円</td><td>1,069,000円</td></tr><tr><td>1,620,000円 ～ 1,621,999円</td><td>1,070,000円</td></tr><tr><td>1,622,000円 ～ 1,623,999円</td><td>1,072,000円</td></tr><tr><td>1,624,000円 ～ 1,627,999円</td><td>1,074,000円</td></tr><tr><td>1,628,000円 ～ 1,799,999円</td><td>(収入金額÷4,000)×2,400+100,000円</td></tr><tr><td>1,800,000円 ～ 3,599,999円</td><td>(収入金額÷4,000)×2,800-80,000円</td></tr><tr><td>3,600,000円 ～ 6,599,999円</td><td>(収入金額÷4,000)×3,200-440,000円</td></tr><tr><td>6,600,000円 ～ 8,499,999円</td><td>収入金額×0.9-1,100,000円</td></tr><tr><td>8,500,000円以上</td><td>収入金額-1,950,000円</td></tr></table> 例 給与収入が4,850,000円の場合 4,850,000円÷4,000=1,212.5 ⇒小数点以下切り捨て →1,212円 1,212円×3,200-440,000円=3,438,400円(給与所得控除後の金額) ※所得金額調整控除(同時適用で最高25万円) 1 給与収入850万円超で次の①から③のいずれかに該当する人 ①23歳未満の扶養親族を有する ②本人が特別障害者である ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する 給与収入(1,000万円超は1,000万円)から850万円を引いた額の10%(最高15万円)を給与所得から控除する。 2 給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える人 給与所得(10万円を超える場合は10万円)及び年金所得(10万円を超える場合は10万円)の合計額から10万円を控除した額(最高10万円)を給与所得から控除する。 ※源泉徴収票がない場合は、申告書裏面6の給与収入の内訳に収入金額など必要事項を記入してください。			給与等の収入金額	給与所得の金額	1円 ～ 550,999円	0円	551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額-550,000円	1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	(収入金額÷4,000)×2,400+100,000円	1,800,000円 ～ 3,599,999円	(収入金額÷4,000)×2,800-80,000円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	(収入金額÷4,000)×3,200-440,000円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円	8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円																														
給与等の収入金額	給与所得の金額																																																								
1円 ～ 550,999円	0円																																																								
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額-550,000円																																																								
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円																																																								
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円																																																								
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円																																																								
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円																																																								
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(収入金額÷4,000)×2,400+100,000円																																																								
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(収入金額÷4,000)×2,800-80,000円																																																								
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(収入金額÷4,000)×3,200-440,000円																																																								
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円																																																								
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円																																																								
雑	他のいずれにも該当しない所得で、次の①と②を合計します。 ①公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など) <table><tr><th>年金受給者の年齢</th><th>公的年金収入金額</th><th colspan="3">公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額</th></tr><tr><td></td><td></td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円を超え2,000万円以下</td><td>2,000万円超</td></tr><tr><td rowspan="4">65歳以上</td><td>3,300,000円未満</td><td>収入-1,100,000円</td><td>収入-1,000,000円</td><td>収入-900,000円</td></tr><tr><td>3,300,000円～4,099,999円</td><td>収入×0.75-275,000円</td><td>収入×0.75-175,000円</td><td>収入×0.75-75,000円</td></tr><tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td>収入×0.85-685,000円</td><td>収入×0.85-585,000円</td><td>収入×0.85-485,000円</td></tr><tr><td>7,700,000円～9,999,999円</td><td>収入×0.95-1,455,000円</td><td>収入×0.95-1,355,000円</td><td>収入×0.95-1,255,000円</td></tr><tr><td>10,000,000円以上</td><td>収入-1,955,000円</td><td>収入-1,855,000円</td><td>収入-1,755,000円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">65歳未満</td><td>1,300,000円未満</td><td>収入-600,000円</td><td>収入-500,000円</td><td>収入-400,000円</td></tr><tr><td>1,300,000円～4,099,999円</td><td>収入×0.75-275,000円</td><td>収入×0.75-175,000円</td><td>収入×0.75-75,000円</td></tr><tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td>収入×0.85-685,000円</td><td>収入×0.85-585,000円</td><td>収入×0.85-485,000円</td></tr><tr><td>7,700,000円～9,999,999円</td><td>収入×0.95-1,455,000円</td><td>収入×0.95-1,355,000円</td><td>収入×0.95-1,255,000円</td></tr><tr><td>10,000,000円以上</td><td>収入-1,955,000円</td><td>収入-1,855,000円</td><td>収入-1,755,000円</td><td></td></tr></table> ②その他(原稿料、講演料や謝金、互助年金、生命保険契約に基づく年金など(申告書裏面9に必要事項を記入してください。))			年金受給者の年齢	公的年金収入金額	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額					1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円超	65歳以上	3,300,000円未満	収入-1,100,000円	収入-1,000,000円	収入-900,000円	3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円	収入×0.75-175,000円	収入×0.75-75,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円	収入×0.85-585,000円	収入×0.85-485,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円	収入×0.95-1,355,000円	収入×0.95-1,255,000円	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円		65歳未満	1,300,000円未満	収入-600,000円	収入-500,000円	収入-400,000円	1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円	収入×0.75-175,000円	収入×0.75-75,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円	収入×0.85-585,000円	収入×0.85-485,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円	収入×0.95-1,355,000円	収入×0.95-1,255,000円	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円	
年金受給者の年齢	公的年金収入金額	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額																																																							
		1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円超																																																					
65歳以上	3,300,000円未満	収入-1,100,000円	収入-1,000,000円	収入-900,000円																																																					
	3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円	収入×0.75-175,000円	収入×0.75-75,000円																																																					
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円	収入×0.85-585,000円	収入×0.85-485,000円																																																					
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円	収入×0.95-1,355,000円	収入×0.95-1,255,000円																																																					
10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円																																																						
65歳未満	1,300,000円未満	収入-600,000円	収入-500,000円	収入-400,000円																																																					
	1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円	収入×0.75-175,000円	収入×0.75-75,000円																																																					
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円	収入×0.85-585,000円	収入×0.85-485,000円																																																					
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円	収入×0.95-1,355,000円	収入×0.95-1,255,000円																																																					
10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円																																																						
総合課税の譲渡所得	機械やゴルフ会員権、船舶、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得(申告書裏面10に必要事項を記入してください。)、なお、土地、建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得による所得は、別途分離課税の申告書への記入が必要になります。 [収入金額-必要経費-特別控除額(最大50万円)]×1/2(長期譲渡所得の場合のみ×1/2する)																																																								
一時	生命保険、損害保険金の満期返戻金や賞金などの一時的な所得(申告書裏面10に必要事項を記入してください。) [収入金額-必要経費-特別控除額(最大50万円)]×1/2																																																								

※裏面の記載方法については、市民税課までお問合わせください。

申告書作成時に必要な書類（領収書や証明書は令和6年中のもの）

	項 目	添付又は提示すべき書類	郵送時
収入が わかる書類	☐ 給与収入があるかた	源泉徴収票（原本又は写し）……勤務先が発行	添付が必要
	☐ 年金収入があるかた	源泉徴収票（原本又は写し）……日本年金機構などの年金支払者が発行	
	☐ 事業（営業、農業など）収入、不動産収入があるかた	収入や必要経費がわかる帳簿、領収書等、支払調書をもとに申告書に記載してください。	添付不要
所得控除 する金額 がわかる 書類	☐ 社会保険料控除	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得控除資料 国民年金保険料控除証明書（原本）又は領収書（原本） ※口座振替や年金から特別徴収された保険税（料）は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除として申告することはできません。	国民年金保険料は原本の添付が必要
	☐ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の証明書（原本）	原本の添付が必要
	☐ 生命保険料控除	生命保険料の控除証明書（原本）	
	☐ 地震保険料控除	地震保険料の控除証明書（原本）	
	☐ 雑損控除	損害額や受け取った保険金がわかる書類等をもとに申告書に記載してください。	添付不要
	☐ 医療費控除	記入済の「医療費控除の明細書」 医療費通知（原本）……医療費控除の明細書の「1 医療費通知に記載された事項」に記入したもの	添付が必要
	☐ セルフメディケーション税制 ※ 医療費控除との選択適用	記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」及び健康保持増進への取組を明らかにする書類（勤務先で実施する定期健康診断の結果等）	
	☐ 勤労学生控除	学生証又は在学証明書	写しの添付
	☐ 障害者控除	障害者手帳、認定書等	
	☐ 扶養控除 （対象者が国外居住親族の場合のみ）	「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」及び「送金関係書類」又は「38万円送金書類」 ※「38万送金書類」とは、送金関係書類のうちあなたから国外居住者である親族各人へのその年における支払金額が38万円以上であることを明らかにする書類です。	
	☐ 配偶者（特別）控除 （対象者が国外居住親族の場合のみ）		
	☐ 寄附金控除	寄附金の受領証（原本）等	添付が必要
その他	☐ 令和7年度（令和6年分）市民税・県民税申告書		提出が必要
	☐ マイナンバー（個人番号）確認書類、身元確認書類（免許証、保険証など）		写しの添付

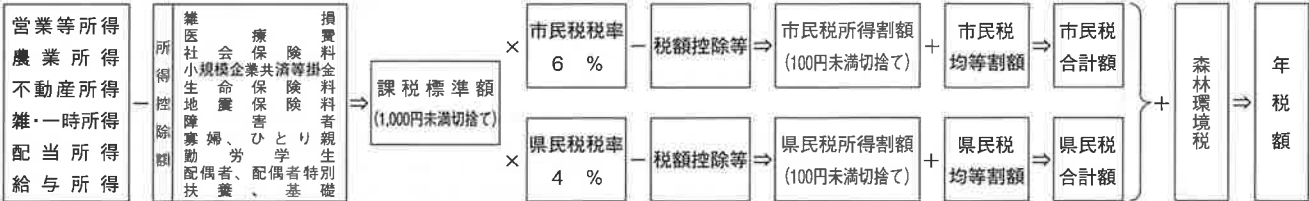
スマートフォンやパソコンで市民税・県民税・森林環境税の試算と申告書の作成ができます

スマートフォン・パソコンを使って、給与所得や年金所得の源泉徴収票等の内容（収入金額や所得控除等）を入力することで、ご自身の市民税・県民税・森林環境税の試算や、市民税・県民税の申告書を作成することができます。
 入力後はダウンロードした申告書に住所・氏名等を入力し、印刷するか、印刷後に手書きすることで申告書を作成できます。
 また、作成した申告書は三郷市財務部市民税課市民税係に郵送等で提出することができます。
 詳しくは市ホームページをご覧ください。

住民税額シミュレーションシステム
<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/zaimu/shiminzei/4/836.html>



市民税・県民税・森林環境税の計算方法



※ 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
 ※ 森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人市民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

問合せ 三郷市 財務部 市民税課 市民税係 TEL 048－930－7706（直通）

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

令和7年1月1日現在、三郷市にお住まいのかたで、令和6年度市民税・県民税申告書を提出されたかたを対象に送らせていただいています。申告書の提出について以下の項目を確認し、申告が必要なかたは同封の返信用封筒で三郷市財務部市民税課市民税係までご提出ください。

市民税・県民税申告書の提出が必要なかた

- 令和6年中（1月1日～12月31日）の収入状況について次に該当するかたのうち、所得税の確定申告を必要としないかた
 - 営業等、農業、不動産等の収入があるかた
 - 給与収入者（アルバイト・パート収入も含む）又は年金の受給者で次のいずれかに該当するかた
 - 給与収入・年金収入のほかに収入があるかた（給与・年金以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要なかたも市民税・県民税の申告は必要です）
 - 医療費控除、国民健康保険税の社会保険料控除、扶養控除等の所得控除を追加するかた
 - 令和6年中（1月1日～12月31日）に収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかたで、次に該当するかた
 - 非課税証明書が必要なかた
 - 行政サービス等で所得情報が必要なかた
- （収入がなかったかたの記載例）
- | | | | | | |
|------|---------|-------|---|--|--|
| 表面 | 事業 | 営業等 | ① | | |
| 所得金額 | 2 | 農業 | ② | | |
| | 不動産 | ③ | | | |
| | | 利子 | ④ | | |
| | | 配当 | ⑤ | | |
| | 雑所得 | 給与 | ⑥ | | |
| | | 公的年金等 | ⑦ | | |
| | | 業務 | ⑧ | | |
| | その他 | ⑨ | | | |
| | 合計 | ⑩ | | | |
| | 総合譲渡・一時 | ⑪ | | | |
| 合計 | ⑫ | | 0 | | |
- ※ 収入がなかったかたの記載例
 住所・氏名・生年月日を記入の上、申告書表面「2 所得金額」の欄にある⑩合計の欄に0と記入してください。
 障害年金や遺族年金といった、非課税所得の場合も、0と記入してください。

申告書の提出が必要ないかた

- 令和6年中（1月1日～12月31日）の収入状況について次に該当するかたのうち、所得控除の追加をしないかた
 - 給与所得のみのかた（原則、勤務先から給与支払報告書が市に提出されるため）
 - 公的年金所得のみのかた（日本年金機構等から、年金支払報告書が市に提出されるため）
 - 所得税の確定申告をしたかた（税務署から確定申告書が供覧されるため）
- 令和6年中（1月1日～12月31日）に収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかた
 （上記「市民税・県民税の申告が必要なかた」2に当てはまる場合は申告が必要です）

市民税・県民税の非課税範囲

- 均等割・所得割がかからないかた
- 令和7年1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けているかた
 - 前年中の合計所得金額が135万円以下で、令和7年1月1日現在、障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親のかた
 - 前年中の合計所得金額が次の金額以下のかた
 - 扶養親族がいない場合 41万5千円
 - 扶養親族がいる場合（扶養親族には16歳未満の扶養親族を含む）
 31万5千円 × （扶養人数 ＋ 1） ＋ 18万9千円 ＋ 10万円

市民税・県民税申告書の提出について

- 申告期限
令和7年3月17日までに申告書のご提出をお願いします。
 期限後に申告された場合、納税通知書の発送及び課税（所得）証明書・非課税証明書の発行が遅れる場合があります。
- 提出方法
申告書の提出は原則郵送でお願いします。
 同封の返信用封筒をご利用いただき、添付資料を添付台紙に貼付して郵送してください。
 郵送が難しいかたについては、窓口でも申告書を受け付けております。市役所本庁舎1階の9番市民税課窓口に提出してください。
 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分（窓口での受け付けは平日のみになります）
 2月17日（月）～3月17日（月）の期間は三郷市の申告相談会場での提出をお願いします。
 ※ 申告相談会場の日程等については、当市のホームページや広報みさと等で確認してください。